

男性への HPV ワクチン任意接種費用助成のお知らせ

(R8.4)

ヒトパピローマウイルス（HPV）は男性にも感染し、肛門がんや尖圭コンジローマなどのHPV関連疾患の原因となること、また、集団免疫効果による子宮頸がん罹患率の減少も期待できることから、男性に対するHPVワクチン接種費用助成を実施します。

なお、本事業は目黒区独自の制度のため、目黒区民が区内契約医療機関で接種を受ける場合のみ有効となります。

1 対象者

小学6年生～高校1年生に相当する年齢（平成22年(2010年)4月2日～平成27年(2015年)4月1日生まれ）の男性

・目黒区から転出した場合、目黒区の予診票はご使用になれません。特に、転出日(※)当日の接種については、転出届提出前の接種であっても、目黒区での公費接種対象外となりますのでご注意ください。

※ 転出日とは、転入先の自治体で転入日(異動日)として届け出る日です。転出予定日や転入届の提出日ではありませんのでご注意ください。

2 対象ワクチン

4価HPVワクチン（ガーダシル）	肛門がんや尖圭コンジローマなどの原因となるHPV16型、18型、6型、11型の感染を予防するワクチン。
9価HPVワクチン（シルガード9） ※令和8年度から助成対象	4価に加えHPV31型、33型、45型、52型、58型の感染を予防するワクチン。

※ HPVワクチンの接種は、原則、同じ種類のワクチンで実施します。

4価ワクチンで接種を開始し、未完了のかたは、医師と相談のうえ、残りの接種を9価ワクチンに変更することができます。

3 接種回数・費用助成

2回又は3回・接種費用の全額を助成（無料） ※予診のみの場合は、助成の対象外になります。

4 各ワクチン接種のスケジュール

(1) 9価HPVワクチン（1回目の接種が15歳未満の場合）

回数	標準的な接種間隔	標準的な接種間隔で接種できない場合
1回目		初回接種
2回目	初回接種から6か月後	初回接種から5か月以上後

※ 初回接種から1か月以上5か月未満で2回目を接種した場合には、3回目の接種が必要になります。

※ 2回で接種完了しますが、希望があれば医師と相談のうえ3回目の接種が可能です。（公費負担）

（この場合、2回目接種から3か月以上空けて3回目を接種します）

(2) 4価HPVワクチン 及び 9価HPVワクチン（1回目の接種が15歳以上の場合）

回数	標準的な接種間隔	標準的な接種間隔で接種できない場合
1回目		初回接種
2回目	初回接種から2か月後	初回接種から1か月以上後
3回目	初回接種から6か月後	2回目接種から3か月以上後

※ 標準的な接種間隔以上に期間があいた場合や、接種間隔にご不明な点がある場合は接種医にお問い合わせください。

5 異なるワクチンとの接種間隔

HPVワクチンは不活化ワクチンなので、異なるワクチン同士の接種間隔に制限はありません。

6 予防接種を受ける場所

右記コードよりご確認ください。

【予防接種契約医療機関は、
こちらからご確認ください】



※この制度は目黒区独自のものです。目黒区外の医療機関では助成の適用はありません。

7 助成の方法

(1) 契約医療機関に男性HPVワクチン接種希望であることを伝え、予約を取ってください。

(2) 年齢確認のため、接種日当日に以下の物をお持ちください。

母子健康手帳、子ども等医療証及びマイナンバーカード等の本人確認書類（住所、年齢確認）
（母子健康手帳の持参がない場合は、予防接種済証の交付を受けてください。）

(3) 予診票は、契約医療機関に設置しています。接種前の質問事項（体調や接種歴など）に回答してください。

接種可能と医師が判断し、保護者（16歳以上は本人）が接種に同意した場合、接種を受けることができます。

8 予防接種を受けるときのご注意

- (1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- (2) このお知らせを読んでから、男性へのHPVワクチン任意接種予防接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入してください。
なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。
- (3) 最新の予防接種情報は目黒区公式ウェブサイトよりご確認ください。

9 予防接種を受けられないかた

- (1) 明らかに発熱しているかた (37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなかた
- (3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことが明らかなかた
- (4) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したかた

10 予防接種を受けた後は

- (1) 予防接種を受けた後 30 分間は、様子が変わりがないか特に注意してください。
- (2) 接種した当日は接種後 1 時間以上経てば、入浴しても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。
- (3) 接種後、注射した所が赤くなったり、しこりができたり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん（ひきつけ）等の症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

11 予防接種の副反応について<*必ずお読みください>

注射部分の痛み、赤み、腫れ等の局所反応と、疲労感、筋肉痛、頭痛、腹痛、関節痛、じんましん、めまい、発熱、失神等の全身症状があります。いずれも一過性で数日以内に軽快します。

重い副反応としては、まれに、ショック又はアナフィラキシー様症状（呼吸困難・じんましんなど）、ギラン・バレー症候群（両手・足の力の入りにくさなどの末梢神経の病気）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）（頭痛、嘔吐、意識低下などの脳や神経の病気）などがあらわれることがあります。接種後に体調の変化があった場合には、すぐに医師に相談してください。

※ ワクチン接種後に痛みや不安のためと思われる血管迷走神経反射として失神（いわゆる脳貧血）があらわれることがあります。接種後に移動する時には保護者又は医療従事者に付き添ってもらい、接種後 30 分程度は体重を預けられるような場所に座るなどして様子を見るようにしてください。また、接種当日は、激しい運動は避け、接種部位を清潔に保ち、体調管理をしっかり行ってください。

12 健康被害救済制度について

男性へのHPVワクチン予防接種は予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。この接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び特別区自治体総合賠償責任保険に基づく救済制度を受けることになります。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健予防課予防接種係へご相談ください。

13 保護者等の同伴について

- (1) 12 歳以下のお子さんには保護者の同伴が必要です。ただし、お子さんの健康状態がわかる祖父母など（未成年者は不可）が保護者の「委任状」を持参する場合には、保護者に代わって同伴できます。
- (2) 13 歳以上 15 歳以下のおさんは、予診票への保護者自署または保護者が記入した「同意書」を持参すれば、保護者の同伴がなくても接種を受けることができます。この場合、接種前の質問事項に回答できるようにしてください。
- (3) 16 歳以上のかたは、保護者や保護者以外のかたの同伴及び同意書なしで接種を受けることができます。



【予防接種による健康被害救済制度】



【委任状（子どもの予防接種）】

<お問い合わせ>

【保健予防課予防接種係】

153-8573 目黒区上目黒2-19-15

TEL:03-5722-7047

FAX:03-5722-9890